

平成31年第2回農業委員会議事録

平成31年2月25日

長瀬町農業委員会

平成31年第2回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成31年2月13日
開催年月日 平成31年2月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時33分 事務局長 南 勉
閉会時刻宣告者 13時55分 事務局長 南 勉
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満	第1区域	中井 孝志
8	村田 茂	第2区域	高田 幸好
9	坂上 良資	第3区域	染野 亘志
10	田端 久子	第4区域	齊藤喜久夫

○遅刻委員 な し

○欠席委員

7 小菅 辰彦

議事参与者 事務局長 南 勉 主 査 村田 和也
主 事 峰岸 綾子

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (4) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参集していただきましてありがとうございます。ございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開催いたします。

(午後1時33分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。だいぶ暖かくなりました。ただですね、雨が降らないで困りましたね。とにかく一月以上雨が降っていない。海岸沿いはだいぶ降っているようですが、これから種まきの時期になる訳ですけど、正直悩んでいます。また、学校でもインフルエンザが流行っていて第1小学校の1年1組は学級閉鎖になっている話も聞きました。まだまだ気候の変動があったりで風邪などひかないように頑張っていきたいと思います。それではよろしく申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席人数は12名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。なお本日の会議に欠席の届出が小菅委員からありましたのでご報告いたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名をいたします。

3番、福島美知子委員、4番、中川知久委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議がございませんので、異議ないと認めます。よって、議事録署名人、3番、福島美知子委員、4番、中川知久委員を指名します。

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請1件について議題とします。

農地法第3条番号1、—————所有の農地を—————が農地として取得するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 はい。それでは、次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第1号 農地法第3条、番号1について説明させていただきます。

番号1、譲受人、住所、氏名、—————、—————さん。譲渡人、住所、氏名、—————、—————さん。

次に申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字—————、—————。地目はどちらも畑。面積は上から771、697、合計1,468平方メートルの2筆です。権利の内容は、売買によります所有権移転となっております。

次のページに案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、特別養護老人ホームながとろ苑から北西に約200mの場所です。

次に、農家の状況ですが、——さんが耕作する農地は、畑3,714平方メートルです。面積要件である3,000平方メートルをクリアしています。

農業従事者は、男1人、本人。女1人、妻、合計2人です。年間農業従事日数は、男120日、女40日ということでございます。

次に計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積1,468平方メートル、利用状況は畑となっております。

次に資金計画は、—————となります。現在お返ししています申請書に、—————も添付されていますので、ご確認をお願いいたします。

次に、作付計画ですが、作付品目は野菜、栗、柿で、作付の時期は、平成31年4月以降を予定しているとのことでございます。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断

されます。その他として、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道幹線8号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 はい。事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 2月18日に村田さんと滝の上担当の飯嶋さんと現地を見に行きました。村田さんの方から説明があったとおり、——さんの土地を——さんに譲るということで、現場を見たところ、——さんのところは手を付けていないという状態で——さんは働き者で山でも畑でもちゃんと整備するという事です。ですから私として非常に結構なことだと思いました。以上です。

○議長 染野委員の説明が終わりました。次に農業委員の説明をお願いします。

12番、飯嶋辰吉委員の説明をお願いします。

○12番飯嶋辰吉委員 12番飯嶋です。

先日18日に染野さん、村田さんと私の3人で見て参りました。場所は町道の8号線のすぐ下です。場所は良く、日当たりがいいんです。迷惑をかけるようなことはない気がします。よろしくをお願いします。

○議長 飯嶋辰吉委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって本件は許可することに決定決定いたしました。

◎農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請1件について議題とします。

農地法4条番号1、———より許可申請があった住宅敷地拡張への転用について審議

いたします

事務局に説明を求めます。

○事務局 はい。それではまた次第を1枚おめくりください。

議案第2号 農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所、氏名、—————、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字—————、地目は畑、面積は138平方メートルの1筆です。転用の目的は住宅敷地拡張で追認となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、—————区内、上長瀬駅から北に約100mの場所でございます。

次に、申請の事由ですが、申請地は父が昭和45年頃よりビニール工場及び倉庫として使用しておりました。父が亡くなり申請地を相続したところ農地転用の許可を受けることなく転用していたことがわかったため、違反状態を是正するため申請に至りました。なお、現在は工場ではなく倉庫として使用しています。ということでございます。

次に、計画の内容ですが、土地造成138平方メートルです。裏面に配置図と現況写真がございますので確認をお願いします。

次に資金計画ですが、—————。現在お返ししています申請書に、—————も添付されておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、上長瀬駅から300m以内に位置する農地のため、第3種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、認定外道路に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 はい。中井です。15日に事務局の村田さんと堀口委員と3人で現地確認に行っていました。今、村田さんに説明してもらったとおりです。申請地は今は工場じゃなくて倉庫として使っているのがたっております。以上です。

○議長 続きまして、農業委員の説明をお願いします。

11番、堀口榮一委員の説明をお願いします。

○11番堀口榮一委員 11番堀口でございます。

去る2月の15日に事務局の村田さん、それから農業推進委員中井さん、私の3名で立ち会って参りました。場所は上長瀬駅南西側、秩父建設さんの東にありまして皆野町との境にございます。現在、申請人は秩父市在住で母屋は空き家となっております、その隣が倉庫として使用されております。転用につきましては、何ら問題ないと考えています。皆様方のご審議をお願いします。

○議長 堀口榮一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

◎農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 議案3号 農地法5条の規定による許可申請1件について議題とします。

農地法5条番号1、———所有の農地を———氏が専用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします

事務局に説明を求めます。

○事務局 はい。それではまた次第を1枚おめくりください。

議案第3号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所、氏名、———、———さん。譲渡人、住所、氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字———、地目は畑、面積は435平方メートルの1筆です。転用の目的は専用住宅です。権利の内容は、使用貸借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、———区内、町営住宅塚越団地の南側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、現在、秩父郡長瀬町大字野上下郷地内にて妻の両親の実家にて、両親及び義兄と一緒に生活をさせていただいております。昨年、子供が産まれたこともあり、今後のことを考え十分な広さの住居を構えたいと思っておりましたが、自己所有の土地・建物が無い為、家族で相談したところ、現在の住居の裏の土地の一部に家を建てさせていただけることになりました。こちらの土地であれば、子供の育児を手伝ってもらふ事や将来の両親のお世話も十分に出来ると思いますので、ぜひこちらの土地に住宅を建て生活していきたいので、何卒、ご許可願いたく宜しくお願い致します。ということでございます。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は435平方メートルです。建築物は、専用住宅1棟、建築面積は69.36平方メートル、排水処理方法は合併処理浄化槽となります。

次に資金計画ですが、—————ということですが。現在お返ししています申請書に、—————も添付されていますので、ご確認をお願い致します。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、樋口駅から500m以内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他でございますが、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、埼玉県建築基準法施行条例第56条の3第1項第3号の道路に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 これもですね、2月18日に村田さんと飯嶋さんで現地へ行ってきました。先程話があったとおり、塚越の団地の下ですよ。塚越のグラウンドがあるんですけど、グラウンドの西になるんですかね、この土地へですね、土地をもらって、そこに住むということでは、周りの家へ迷惑をかけるわけでもないし、静かなところで非常に結構なことだと思います。以上です。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

12番、飯嶋辰吉委員の説明をお願いします。

○12番飯嶋辰吉委員 12番飯嶋でございます。

18日の午後、現地を見せてもらいました。場所は塚越グラウンドのすぐ上です。建物は新

築ということで、ぜんぜん迷惑をかけないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

○議長 飯嶋辰吉委員委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、3月の委員会日程でございますが、3月の委員会は、25日月曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですね。では、25日、月曜日、午後1時30分から行いたいと思います。

事務局から何かございますか。

○事務局 はい。先月の農地転用許可の状況でございますが、農地法第5条の1件につきましては、2月19日付けで許可となっております。

以上でございます。

○議長 以上で本日の議題は終了しました。これで、議長の席を解かせていただきます。誠に協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後1時55分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成31年2月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 福 島 美 知 子

署名委員 中 川 知 久